

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	出納室出納課
件名	学校給食費外1件科目追加対応業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年7月19日
契約の相手方名	AGS株式会社
契約金額	5,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は「さいたま市収納データ作成等処理業務」に2科目(学校給食費, 日本スポーツ振興センター保護者負担金)をコンビニエンスストア収納(コンビニバーコードを利用したスマートフォンアプリを利用した決済を含む)、マルチペイメントネットワークを利用した電子納付サービス及び口座振替に対応可能とするものである。コンビニエンスストア収納、マルチペイメントネットワークを利用した電子納付サービス及び口座振替の新たな2科目の導入については、市税等収納業務受託者、収納機関共同利用センター、各業務システムとのスムーズな連携ができないと期限内の業務遂行は困難である。これらの業務を遂行できるのは、コンビニエンスストア収納においてすでに市税等収納業務受託者とデータ処理の連携をし、マルチペイメントネットワークを利用した電子納付サービスにおいて埼玉県内の収納機関向け共同利用センターを運営している、「さいたま市収納データ作成等処理業務」において口座振替業務を委託し、各業務システムへの消し込み業務を行っているAGS株式会社にしか実施できない。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、同社を相手方とした随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>